平成 31 年 3 月 27 日 組合規則第 1 号

(設置)

第1条 この規則は、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会条例(平成31年組合条例第1号)第5条の規定に基づき、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 第3条 委員会の開議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第4条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、業務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。